
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.295 2021/11/30

1 令和3年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について

11月下旬、厚生労働省は標記通知をホームページに掲載した。これは、10月26日、大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛通知されたものである。

年末一斉取締りについては毎年12月に全国の各自治体において統一して行われてきたもので、監視指導に係わるものについては事前に公表しないという厚生労働省の判断から、これらに関する通知は公表されてこなかった。その主な内容は次のとおり。

食品衛生法第22条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品流通量が増加する年末における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、例年、年末に全国一斉に食品、添加物等の取締りの実施をお願いしているところです。

今年度の年末一斉取締りにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大とそれに伴う保健所における業務負担の大幅増加に鑑み、次の事項に留意の上、令和元年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要領も参考とし、大量調理施設等食中毒の原因施設となる頻度が高い施設を中心に実施すること。

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理等に係る法第51条の規定が、本年6月1日に完全施行したことを踏まえ、施設に立入検査を実施する際には、厚生労働省が内容を確認した手引書に基づき、適切に指導及び助言を行うこと。なお、指導・助言に当たっては、個々の食品等事業者の規模や状況等に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000857008.pdf>